

北朝鮮の弾道ミサイル発射に重ねて厳重に抗議を求める意見書

2017年3月6日午前7時34分頃、北朝鮮が4発の弾道ミサイルを発射し、約1,000 kmを飛行して、そのうち3発が我が国の排他的経済水域に落下したと伝えられている。

先月12日に続き繰り返されている弾道ミサイル発射や核実験は、我が国を含む東アジア、国際社会全体の平和と安全を損なう暴挙である。また、米韓合同軍事演習中の発射は、地域の緊張を更に高める許し難い挑発行為である。重ねて厳重に抗議し、強く非難する。

繰り返される弾道ミサイル発射が累次の国連安保理決議違反であることは明白である。

北朝鮮は、自らの暴挙が自らの首を絞め、国際社会からの更なる孤立を招く結果以外、何も得られないという現実を厳しく自覚すべきである。

日本政府は、国連安保理非常任理事国として国際社会と協調し、北朝鮮のこうした暴挙が繰り返されることのないよう、強いリーダーシップを発揮すべきである。あわせて北朝鮮への各種制裁がより効果的になるよう、関係国への働きかけを更に強めるべきである。

よって、政府においては、警戒監視、情報収集を続け、国民の安全確保と的確な情報提供に、より一層万全を尽くし、今後、米韓など関係各国と連携して、今回の弾道ミサイル発射について検証・分析し、追加的情報を入手した際には、速やかに国民に対して情報提供を行うとともに、毅然とした対応をとるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣殿
内閣官房長官
国家公安委員会委員長

座間市議会議長 京 免 康 彦